

令和3年度 佐野市行政経営方針

令和2年10月

佐野市

目 次

1. 行政経営方針策定の目的	1
2. 行政経営の基本方針	1
(1) 効率的な行政経営	2
(2) 持続可能な財政運営	2
(3) 職員の能力向上	2
(4) 市民との協働	2
3. 令和3年度の取組	3
(1) 事務事業の重点化と抜本的な見直しの推進	3
(2) 総合計画を推進する組織編成	3
(3) 受益者負担の適正化	3
(4) 市有施設の適正配置の推進	3
(5) 民間活力の導入	3
(6) 決算状況を反映した予算編成	3
(7) 新たな財源確保の推進	3
(8) 職員の育成と人事管理	4
(9) 協働による自治の推進	4
(10) まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な推進	4
4. 重点施策の選定と各施策の取組方針	5
(1) 重点施策	5
(2) 各施策の取組方針	6

本文中の

- ・ 第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画
- ・ 立地適正化計画

については、令和2年度末までの策定を予定しております。

令和3年度 佐野市行政経営方針

1. 行政経営方針策定の目的

本市は、第2次総合計画で示した将来像「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現に向け、推進テーマを「定住促進」と定め、これまでの成果を引き継ぎながらまちづくりに取り組んでいる。

近年、全国各地において大規模災害が頻発する中、本市においても令和元年東日本台風により甚大な被害が発生し、全力で復旧・復興に取り組んでいる最中、新型コロナウイルス感染症の国内外での感染拡大により、市民生活や経済活動にかつてない打撃を受けた。

国内外での感染収束の兆しが見えない状況の中、現在、市をあげて感染防止、市民生活や経済活動の支援、新しい生活様式の定着に向けた取組を実施しているが、市民生活の安定及び経済の回復には相当の時間を要するものと考えられ、令和3年度は市税収入の大幅な減少が避けられない状況となっている。

また、本市の財政状況は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては健全段階にあるものの、新型コロナウイルス感染症により、今後も歳入・歳出両面において様々な影響を受けることが予想され、大変厳しい状況に直面している。

そして、健全な行財政運営を堅持しながら、感染症への対応を柔軟かつ迅速に実施するため、行財政改革指針に基づく取組、民間活力の導入による行政本体のスリム化、コンパクト・プラス・ネットワークによる集約型のまちづくり、市有施設の適正配置、協働による自治の推進に加え、総合計画の実施計画を含めた事業全体の見直しが急務となっている。

こうした状況下においても、第2次総合計画前期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に進め、コロナ禍で東京一極集中から地方に目が向けられているこの機会を好機と捉え、新たなヒト・モノ・コトの流れをつくり、地方創生の成果を挙げるため、行政経営の基本方針を次のとおり示すものである。

2. 行政経営の基本方針

第2次総合計画の推進テーマである「定住促進」や各施策の目的を達成するため、事務事業の執行にあたっては行政評価制度を活用し、計画と予算・決算、組織編成、人事管理・人材育成との連動を図るとともに、市民との協働による取組を進め、地方創生による地域の活性化を目指し、選択と集中の視点に立った効率的・効果的な行政経営を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症により市民生活や経済活動等へ多大な影響を受けたことから、感染症対策に必要な事業を的確に実行するため、事務事業の抜本的な見直しや大胆な歳出削減等により必要な財源の確保を行うこととする。

(1) 効率的な行政経営

業務改善計画を推進し、人と財源の再配分を実現することで社会情勢に見合った適正な行政サービスの提供に努めるとともに、受益者負担の適正化を図り、市民の費用負担の公平性を確保する。また、市有施設適正配置計画に基づき施設の将来更新費用の縮減を図る。

合わせて行政評価システムの適切な運用による事務事業の検証や見直しに加え、ICTの活用による事務の効率化に努める。

(2) 持続可能な財政運営

歳入については、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の大幅な減収が見込まれ、一般財源総額についても不透明な状況である。一方、歳出については、社会保障関連経費が毎年度増加している中、引き続き小中一貫校の整備といった大規模事業を見込んでおり、厳しい財政状況が続くことが想定される。さらに、コロナ禍における新しい働き方や暮らし方などが求められていることから、そのような「新たな日常」へ向けた対応が必要であり、新たな財源確保に努めるほか行政評価システムを活用した施策別枠配分方式予算編成を実施し、選択と集中による一般財源の効率的な活用を図るとともに、事務事業の整理・統合及び大胆な歳出削減を一層進め、持続可能な財政運営を推進する。

(3) 職員の能力向上

地方分権、地方創生の時代に即した能力・姿勢の向上に向け、職員人材育成基本方針に基づく職員の能力開発や意識改革を図り、時代や環境の変化に適切、迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するとともに、職員の能力を最大限に発揮させるための適切な人事配置、人事評価の活用及び働き方改革の推進による職場環境の充実に努める。

(4) 市民との協働

市民活動に対する意識の啓発や参画の促進を図るとともに、市民活動団体及び町会等との情報共有と連携により、地域活動の充実へ向けた取組を行う。

3. 令和3年度の取組

行政経営の基本方針に基づき、令和3年度は以下の取組を行う。

(1) 事務事業の重点化と抜本的な見直しの推進

行政評価を活用した施策・基本事業評価結果や事務事業優先度評価結果等に基づき、施策の目的・目標を達成するために必要な事務事業を選定する。

業務改善計画に基づき、事務事業の抜本的な見直しや廃止等を積極的に実施し、事務事業の選択と集中を推進する。

実効性の高い新たな行政評価システムの構築に向け、運用面等の改善を図る。

(2) 総合計画を推進する組織編成

総合計画に掲げる施策の推進を円滑に進めるため、時代に適応した組織の改編と新たな行政課題等に対応できる簡素で効率的・効果的な組織体制の整備を行う。

(3) 受益者負担の適正化

受益者負担の適正化に関する指針に基づき、抜本的な見直しを行う。

(4) 市有施設の適正配置の推進

市有施設適正配置計画に基づき、各施設の見直しの方向性に沿った具体的な取組を推進する。

(5) 民間活力の導入

業務改善計画及びPPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づき、効率的・効果的な施設整備や行政サービスの提供につながるものについて、民間委託等の導入を積極的に推進する。

(6) 決算状況を反映した予算編成

決算状況、財政分析指標及び行政評価システムにおける施策評価に基づき、施策別枠配分方式を活用した予算の選択と集中により、歳入に見合った歳出予算構造への転換を図る。

(7) 新たな財源確保の推進

ふるさと納税ポータルサイトの活用や返礼品の拡充により、ふるさと納税制度の推進を図る。

企業版ふるさと納税制度の導入に向けた積極的な取組を行う。

市有施設等の命名権等による新たな広告収入などの取組を進め、税外収入の確保に努める。

(8) 職員の育成と人事管理

職員人材育成基本方針に基づき、地方分権・地方創生の時代を十分に担い時代や環境の変化に適切、迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するため、各種研修を実施する。

人事評価を職員の任用の基礎資料として活用し、適正な人事管理を進める。

人事配置については、自己申告制度の活用を図るとともに、更なる女性職員の職域拡大や管理職への積極的な登用を図る。

第2次定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図る。

職員のメンタルヘルス対策や長時間労働の是正、休暇取得の推進、柔軟な勤務体制の確保などの働き方改革を推進するとともに安全衛生体制の充実を図り、働きやすい職場づくりに努める。

(9) 協働による自治の推進

ボランティア活動並びに市民活動の啓発と参画を促進するとともに、市民活動団体を継続的に支援し、事業の協働化を推進する。

地域担当職員制度を活用し、町会等と情報共有及び連携を図り、地域の課題解決に取り組む。

(10) まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な推進

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めた数値目標及び各 KPI（重要業績評価指標）の達成に向け、効果的に事業推進を図るとともに、国の地方創生関連交付金を最大限活用し、本市の地方創生の深化を図る。

4. 重点施策^{※1}の選定と各施策の取組方針

第2次総合計画前期基本計画政策体系に定める38施策のうち、政策会議における施策貢献度評価^{※2}・施策優先度評価^{※3}により、成果向上を図るため重点的に取り組む必要があるもの及び人口減少の克服と地域活力の向上を図るために重点的に取り組む必要があるものと判断された次の8施策を令和3年度の重点施策として選定した。

また、施策ごとに取組方針を示し、これに基づいた事務事業の運営を行うこととする。

※1 目標と成果に差があり更なる成果の向上が必要な施策や、総合計画及び地方創生を推進するために取組を強化すべき施策のこと

※2 各施策の成果実績を踏まえて、各施策が本市のまちづくりをどれくらい推進することができたのかを明らかにすることにより、令和3年度に成果を向上させなければならない施策を検証するもの

※3 各施策と市長市政公約及び地方創生との関連性を検証し、また各施策の令和3年度の重点課題を明らかにすることにより、令和3年度に成果を向上させなければならない施策を検証するもの

(1) 重点施策

- ① 活力ある商業・鉱工業の振興と企業誘致の促進
- ② 中心市街地及び地域市街地の活性化
- ③ 都市型農業の推進
- ④ 中山間地域の活性化
- ⑤ 移住・定住の促進
- ⑥ 地域医療体制の充実
- ⑦ 豊かで健やかな長寿社会の実現
- ⑧ 快適で質の高い住環境の整備

(2) 各施策の取組方針

政策会議で協議、決定した各施策の取組方針は、以下のとおりである。

施策名	取組方針
活力ある商業・鉱工業の振興と企業誘致の促進 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業用地を見い出すための協議・調整を積極的に行うとともに、工場用地バンクの新たな運用と他施策との連携により、企業誘致を促進する。 ・サテライトオフィス等の誘致及び整備を推進するための調査、検討を行うとともに、誘致企業等に対する優遇制度の構築を検討する。 ・事業者向けの制度融資の利便性向上を図るため、あらゆる自然災害や感染症等の影響にも対応できるよう制度融資の運用見直しを図る。 ・首都圏等の大学を中心としたU I J ターン就職の取組を強化する。 ・両毛地区勤労者福祉共済会の事業運営について、会員拡大を図るため魅力のある福利厚生事業展開を支援する。
出流原P A周辺開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出流原P A周辺総合物流開発整備については、事業手法や民間事業者との連携などに係る調査内容を踏まえ、構想エリアにおける各ゾーンの方向性を検討する。なお、出流原P A周辺総合物流開発整備事業(Aゾーン)については、業務工程の見直しを図るとともに、当初予定のとおり工事完了が実現できるよう事業の進捗を図る。 ・(仮称) 出流原P Aスマートインターチェンジ整備の計画的な進捗管理を行うとともに、付帯工事については、ネクスコ東日本と連携し、地元住民等との調整を図り円滑な工事施工の進捗を図る。 ・佐野インランドポートについては、利用率を高めるためのポートセールスを行うとともにコンテナ取扱量の回復及び施設の安定運営を図る。
中心市街地及び地域市街地の活性化 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・市道佐野57号線の整備及び駅南公園西土地区画整理は、連携を図りながら事業を進めていく。 ・旧足銀佐野支店跡地については、まちなか賑わいの拠点として、さのまちづくり(株)と連携した整備を推進する。 ・まちなかの魅力創造、賑わい創出を図るため、新しい生活様式を反映した飲食店等の「オープンテラス化」などを推進する。 ・チャレンジショップ、市民ギャラリーについては、まちなか賑わいのための新たな利活用を検討する。 ・空き店舗については、中心市街地は対象エリアを拡大、地域市街地は民間団体等が実施する他事業と連携し、さらなる活用を図る。
都市型農業の推進 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助事業の活用と関係機関との連携により、スカイベリー、露地野菜(加工・業務用含む)等の作付拡大、品質の向上及び作業の効率化を推進する。 ・馬門地区、赤城地区の再圃場整備や用排水路の整備等、基盤整備を推進する。 ・人・農地プランを活用し、農地中間管理権や利用権の設定による、担い手への農地集積を推進する。 ・新規就農塾、農業次世代人材投資資金等の活用により、新規就農を促進する。 ・関係機関と連携して耕作放棄地の解消に取り組む。

施 策 名	取 組 方 針
中山間地域の活性化 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係人口の増加と新たな担い手の掘り起こしを図るため、SNS等を活用し、中山間地域の情報発信を強化する。 ・中山間地域のコミュニティの維持と活性化を図るため、各種支援制度を活用し、地域おこし団体等の育成及び団体活動への支援を推進する。 ・森林の適切な経営・管理を図るため、「森林経営管理制度」による意向調査や経営管理集積計画の作成を推進する。 ・林道の適切な維持管理を図るため、改良工事を着実に進めるほか、長寿命化計画に基づく橋梁の修繕を推進する。 ・鳥獣害対策への各種支援を継続して実施するとともに、近年、生息域が拡大しつつあるニホンザルへの対策として、地域住民による追い払い、環境整備、大型捕獲檻による捕獲などを総合的に推進する。
ひとを集める観光戦略の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地経営の担い手となる法人さの版DMO（候補法人）への支援を行う。また、栃木DCをきっかけとした観光誘客の仕組みづくりと、コンベンション事業及びフィルムコミッション事業の誘致に取り組む。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため「新しい生活様式」に沿いながら、栃木県や近隣市町及び観光協会と連携して広域的で効果的な観光情報の発信に取り組む。 ・観光ボランティアガイドの活用を図るとともに、ボランティアガイド養成講座を通して「おもてなしの心」で観光客をもてなすボランティアガイド育成に努める。 ・両毛ムスリムインバウンド推進協議会を中心に企業や地域と連携し、ムスリム受入態勢の充実に取り組む。
魅力ある観光資源の開発と整備	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ、産業及び文化分野と連携し、今ある観光資源の磨き上げと広域的な連携による魅力的な観光ルートの開発に取り組む。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために指定管理者と連携し、「新しい生活様式」に沿って安全で快適な観光施設の環境整備に努める。また、観光客の利便性向上のため、観光案内看板の改修を進める。 ・市有観光施設の利用者ニーズを把握し、体験メニューの充実に図り、リピーターの増加につなげる。 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じたインバウンド向けの情報発信する。
スポーツツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「クリケットタウン佐野」創造プロジェクトは、クリケットチャレンジハウスの運営や創業支援等の成果の拡大と定着に取り組む。 ・国際クリケット場の天然芝グラウンドを活用した様々なアクティビティイベントを企画し、交流人口の拡大を図る。 ・さのマラソン大会は、市民ボランティアの参加や大会協賛を獲得するなど、運営方法を大きく見直す。 ・とちぎ国体の円滑な開催に向けて必要な準備を行うとともに、周知イベント等を実施し、開催機運の醸成に取り組む。

施策名	取組方針
生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・万全な新型コロナウイルス感染症対策のもと、安全・安心なスポーツ施設を提供する。市民、競技団体に対しても、感染症対策をふまえた新たなスポーツスタイルでの実施を指導する。 ・とちぎ国体の開催に向け、必要な施設の整備と改修を行う。 ・指定管理者施設について、老朽施設の今後の整備運営運用方針を見据えながら、再選定の検討を行う。 ・設置後45年を超える運動公園の計画的な整備改修に向け、民間手法を視野に入れた調査・検討を進める。
文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・天明鑄物の商標登録化を目指し、地域ブランド力の向上等、鑄物のまちづくりを進めていく。また、フレスコ画等、特色ある文化資源を活用し、交流人口、関係人口の増加へとつなげていく。 ・文化芸術施設の適切な維持管理により、施設の長寿命化を図る。特に老朽化の進んでいる文化会館については、PFI導入可能性調査の結果を基に、今後の具体的なスケジュールを作成する。 ・文化芸術への関心を高めるため、次代を担う子どもたちへ、本物の文化芸術に触れ、体験できる機会を提供する。 ・文化協会や（公財）佐野市民文化振興事業団等、民間団体との連携により「オール佐野」で文化芸術の振興を図る。また、事業団の自立化に向けて積極的に支援を行う。 ・新型コロナウイルス感染症への対応として、新しい生活様式を取り入れ、感染防止対策を徹底したうえで、各種事業を進める。
歴史・文化資源の継承と保存	<ul style="list-style-type: none"> ・唐沢山城跡の保存整備として、二の丸の石垣整備を行うとともに、景観整備として周辺の伐採等を行う。 ・唐沢山城跡ガイダンス施設（ビジターセンター）の設置計画を推進する。また、ガイダンス施設が整備されるまでの間、発掘調査や整備の状況を写真パネル等で掲示できる場所を検討する。 ・郷土博物館等の入館者増に向けては、市民の関心も高い「(仮)朝日森天満宮と星宮神社の宝物展」及び「中根東里展」を開催する。 ・「(仮称)歴史文化基本構想」の策定は、計画的な作業の開始に向けて検討を進める。
都市ブランド戦略の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・さのブランドの継続的、効果的なシティープロモーションを推進するため、(株)JTB派遣職員を活用した民間視点からの人材育成を図る。 ・関係自治体や親善都市など交流ある自治体、及び未訪問府県や市内集客施設で行われるイベント等に参加するとともに、報道メディアやSNSを用いた積極的な情報発信を行うことで、本市及びさのまるの認知度向上を図る。 ・災害や感染症対応など、社会情勢に柔軟に対応したさのまるの運営・運用を図っていく。 ・さのブランド認証委員会や民間と連携し、ピックアップブランドの推奨、及びさのブランド認証品の効果的なPR活動を展開する。

施策名	取組方針
移住・定住の促進 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における首都圏企業等の新たな働き場として、空き家や空き店舗等を活用したテレワークやサテライトオフィスに係る取組を推進することにより、移住・定住の促進を図る。 ・若者をはじめとした就業者が安定して働ける環境づくりを図るとともに、企業情報の効果的な発信等によりU I Jターンを推進する。 ・フェイスブックやユーチューブ等のSNSを積極的に活用した情報発信と、「佐藤さんおもてなし隊」などによる受入態勢の充実により、交流・関係人口の増加を図る。
心と体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診を受診し、健康状況に合わせた健康づくりに取り組めるよう保健指導を行うとともに、精密検査受診率の向上を図る。 ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症を含めた感染症拡大予防のため、衛生機材の備蓄や防護服着脱訓練を行う。 ・健康づくりを実践する市民を増やすため、健康に関する情報の提供や各種健康教室・健康相談を実施する。 ・特定健康診査や各種がん検診受診率向上に取り組むため、健診スタートブックの内容の検討や未受診者対策を行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、市の方針を決定する。また医療体制強化のための支援を行う。
地域医療体制の充実 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民病院を運営する法人に対し、民間譲渡に関する基本協定書に基づく支援を行う。 ・「かかりつけ医」を持つ必要性について市民の理解を深めるため、医師会及び歯科医師会と連携した取組を推進する。 ・救急医療体制を確保するため、救急医療機関への継続的な支援を行う。 ・中山間地域において安心して受診できる医療サービスを提供するため、へき地診療所4か所を含む市内5か所の国民健康保険診療所の安定経営を図り、併せて市全体の診療所のあり方を検討する。 ・新型コロナウイルス感染症に対し、迅速な対応を図る。
こどもの健やかな成長と子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援を行う。 ・妊娠・出産を希望する市民が、早期に治療を行えるよう、不妊治療費、不育症治療費助成制度の周知を図り、不妊や不育症治療費に対する経済的な支援を行う。 ・乳幼児健康診査の受診勧奨により受診率向上を図り、未受診者に対しては関係機関との連携により、発育状況や養育環境の実態把握を行う。 ・児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、広報さの・チラシ等により市民の通告義務の周知・啓発に努める。 ・高等職業訓練促進給付金制度を周知し、ひとり親の就労支援に活用する。 ・子育て世帯、多子世帯への経済的・精神的な負担感軽減を図る事業を継続して実施する。 ・子育て世帯が気軽に利用・交流できる場の提供に努め、利用促進を図る。

施 策 名	取 組 方 針
子育てと仕事の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所整備運営計画に基づき民間活力を活用した公立保育所の民営化を推進する。 ・保留児童の解消（特に0から2歳児）に向けた取組として、保育士確保対策を展開する。 ・第2期子ども・子育て支援事業計画に基づいた施設整備を行うとともに、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に則った受け入れ体制を確保し、支援員の養成を行う。 ・市全域での保育の質の確保のため、指導監督の体制整備に努め、併せて保育施設間の連携強化を図る。 ・育児休業取得促進について市民への啓発推進を図るとともに、市内の企業・事業所の理解を深める。
豊かで健やかな長寿社会の実現 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターと連携し、住民主体の介護予防の取組を支援し、介護予防事業の充実を図る。 ・地域で高齢者を支えるネットワークの充実、生活支援サービスの体制整備、在宅医療・介護連携推進事業の実施等により、地域包括ケアシステムを推進していく。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を進める。 ・高齢者の閉じこもり防止と社会参加を促進するため通いの場の充実と高齢者の就業の支援を実施する。 ・一人暮らし高齢者等が自立した生活を送れるための様々な在宅福祉サービスを実施する。 ・後期高齢者医療制度の円滑な運営と健康診査の受診率の向上を図る。 ・ケアプラン点検講習会等の介護給付適正化事業を実施し、介護給付費の適正化を図る。 ・高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進し、保険者機能の強化を図る。
障がい者の社会参加と自立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画を推進するため、自立支援協議会機能を充実させる。 ・地域生活拠点等の機能充実のため関係機関等との連携を強化する。 ・必要な福祉サービスを適正に提供するため、相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を支援する。 ・障がい特性の理解啓発活動を推進する。 ・障がい者の社会参加支援のためのボランティアの育成及び増員を図る。

施 策 名	取 組 方 針
地域福祉の推進と生活保障の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者制度の周知・啓発を図り、個別行動計画同意率を向上させる。 ・生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業を実施するとともに、生活困窮者世帯の中学生の学力向上や高校進学に向け学習支援事業を実施する。 ・社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会と連携し、地域福祉を推進する。 ・国民健康保険を安定的に運営するため、実効性のある医療費適正化事業を実施する。 ・生活保護制度の適正な運営のため、相談、訪問指導、調査等を実施するとともに、自立に向けて就労支援を実施する。 ・国民年金受給権確保に向けて、今後見直される内容を含めて年金制度の周知・啓発を行う。
特色ある教育と心の教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校における「新しい生活様式」の徹底を図る。 ・葛生義務教育学校開校準備として、教育課程編成等の支援を進める。 ・あそ野学園義務教育学校の教育成果を全中学校区で共有することで、本市における小中一貫教育の充実を図る。 ・教員の時間外勤務縮減を図り、教員がゆとりをもって、児童生徒の指導に向き合えるよう、教職員の働き方改革を進める。 ・保護者に対し、個別の教育支援計画作成において必要となる合理的配慮に関する啓発を進める。 ・「一校一改革・一挑戦」の取組を推進するとともに、さわやか教育指導員等を各学校の実情に応じて配置することで、学力・体力向上及び豊かな心の育成を図る。 ・オンライン授業実施に向け、家庭への支援も含めた準備を進める。

施 策 名	取 組 方 針
<p>安全で安心して学べる教育環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）等に基づき各義務教育学校の設置事業の計画的な推進に向け、学校や地域との連携を図る。 ・令和5年4月の葛生義務教育学校開校に向け、引き続き開校準備委員会等による運営面での協議を進めるとともに、校舎改修等、施設整備の進捗を図る。 ・小中学校等個別施設計画については、市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）と連携・調整を図りながら、計画的な施設整備に向けての準備を進める。 ・学校給食における異物混入の重大性を強く認識し、その原因の検証と対策を強化し、安全衛生管理を徹底する。 ・校納金や給食費の管理・徴収業務システムの本格的な運用を進め、事務の簡素化を図る。 ・電子黒板については、ギガスクール構想により整備した学習用端末(児童生徒一人一台端末)がすべての教室で効果的に活用できるよう整備計画を作成し、計画に基づき配備する。 ・通学路の安全対策については、登下校時の児童生徒の安全性向上のために、通学路安全対策連絡協議会の関係機関との連携を強化した対策に加え、自転車を中心とした交通安全指導の強化、及び見守り活動を行うボランティアの確保や、地域における連携の強化を図る。 ・高温対策や感染症等に対応するため、特別教室等の空調設備等の設置を計画的に進めるとともに、既存設備の有効活用を図る。
<p>生活を豊かにする生涯学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から令和7年度までを対象とする「第2次生涯学習推進基本構想・中期基本計画」及び「子ども読書活動推進計画（四期計画）」を策定する。 ・多くの市民が主体的に生涯学習に取り組めるよう、生涯学習に関する情報を発信するとともに、様々な課題や市民のニーズに合った講座を企画し、幅広い世代が参加できる学びの場を提供する。 ・人材育成や学習成果を発表・還元する機会の充実を図り、学習成果を活かす取組を市民活動につなげる。 ・青少年を対象とした体験的な学習活動を実施するとともに、青年団体の活動や青少年の健全育成のための学習活動を実施している団体への支援を行う。 ・図書館の利用状況や利用者からの意見・要望等を踏まえ、利用者のニーズを把握する。 ・「新しい生活様式」に対応した生涯学習事業や施設運営を継続的に実施する。

施策名	取組方針
学校・家庭・地域連携による教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域が連携した取組の推進や、スクールソーシャルワーカー等の効果的な活用を通して、いじめの予防、早期発見、及び確実な解決を図る。 ・学校における「新しい生活様式」を踏まえた家庭教育推進講座や出前講座を実施し、家庭教育支援を推進する。 ・地域教育コーディネーターの配置を推進するとともに、中心的役割を果たすコーディネーターの活動を支援する。 ・葛生義務教育学校について、令和5年開校に合わせ、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入及び地域学校協働本部の設置を進める。
消防・防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の形骸化を抑制し、継続性や新規組織化を促進するため、自主防災組織連絡協議会と連携し、各町会における組織のあり方を検討する。 ・自主防災組織の新規組織化を働きかけ、防災資機材の貸与、防災訓練の実施等の支援を行うほか、防災士の増員及びスキルアップを図ることで、地域防災力を向上させる。 ・災害時における応急復旧等を円滑かつ迅速に実施するため、事業所等に対して災害協定締結の働きかけを積極的に行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所運営を徹底するため、市民・事業所・職員等に対し、広報さのやチラシ、市ホームページ及び説明会の開催など、様々な機会を通して周知徹底を図る。 ・空家法及び空家等対策計画に基づき、危険空き家所有者への助言・指導・勧告等を行うとともに、補助制度を活用し、危険空き家の除却促進を図る。 ・車両更新計画等により車両や資機材の整備を図るとともに、消防団員確保のため消防団サポート事業を実施する。また、救急資機材の整備や救急医療機関との連携を図り、救急搬送体制の充実を図る。 ・普通河川の整備や浚渫を行い災害防止に努めるとともに、栃木県に協力し土砂災害危険箇所の整備に対するの支援や一級河川の被災箇所の早期復旧の働きかけを行う。
交通安全・防犯・消費者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民法の成年年齢の引下げ、及び総合計画中期基本計画に合わせて、令和4年度から令和7年度の4年間を対象とする「消費者教育推進計画」を策定する。 ・交通安全教育の実施にあたっては、必要な知識の習得ばかりでなく、その必要性を理解できるような参加・体験・実践型の講習を積極的に取り入れていく。また、総合計画中期基本計画に合わせて、令和4年度から令和7年度に講ずべき交通安全に関する施策の大綱として、「交通安全計画」を策定する。 ・通学路をはじめとする道路の安全確保のため、改良を必要とする箇所の整備及び危険箇所への交通安全施設の整備を進める。 ・既存の防犯ボランティア団体に「ながら見守り」を推奨、きめ細やかな支援を推進しつつ、「佐野市安全で安心なまちづくり推進協議会」等の意見を参考に、関係団体と連携し、新たな団体の発足を促す活動を展開する。

施 策 名	取 組 方 針
快適で質の高い住環境の整備 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度実施の空家等実態調査結果を踏まえ空家等対策計画の見直しを行う。 ・市街地の浸水被害の軽減に向けた雨水排水路の整備を計画的に推進する。 ・住宅の耐震化をはじめ住まいづくりに必要な情報を発信する。 ・市営住宅の長寿命化を図るとともに、民間活力の活用を見据えた統廃合・再編に向けた取組を進める。 ・定住を促進するため、空き家バンクへの登録物件を増やし、空き家の有効活用を図る。 ・緊急性や整備効果を勘案した生活道路の整備を推進するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた補修工事を推進する。 ・公園施設の整備や長寿命化、トイレの水洗化を計画的に事業を進める。
安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道施設のライフサイクルコストの低減を図るため、ストックマネジメント計画に基づく下水処理場（管理棟の中央監視装置外）の改築工事を完了する。 ・水道庁舎の老朽化及び耐震不足の解消として、水道庁舎の更新に伴う建設工事を実施する。 ・水道の安全性を確保するため、紫外線照射装置の整備及び配水管の更新を進める。 ・上下水道事業とも引き続き収入の確保と経費節減を図り、効率的な事業運営に努める。 ・公共下水道区域における未普及地区への下水道の整備を推進するとともに、公共下水道区域外における合併処理浄化槽への転換を支援し普及促進を図る。
都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国道50号沿線（西側エリア）開発については、地元との調整のほか、栃木県や民間活力導入など開発の可能性についての協議、調整を積極的に行う。 ・市道1級1号線（都市計画道路3・4・201号高砂植下線）については、事業中区間は電線共同溝工事を推進し、次期整備区間は整備手法の検討及び交差する東武鉄道(株)との協議を進める。 ・コンパクトシティ構想の実現に向け、都市計画区域においては、立地適正化計画に基づき、誘導施策を計画的に実施し、中山間地域においては、小さな拠点の形成に向けて、地域の現状や課題等を踏まえた検討を進める。 ・地籍調査については、特定財源の確保に努め、計画的に事業を進める。
公共交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生活路線バスの安定運行及び利便性の向上のため、運行経路や頻度・時刻の見直しを行う。また、佐野新都市線や鉄道との連携、福祉分野の交通サービス見直し、今後のスクールバスの考え方等を整理し、「(仮称)地域公共交通計画」にまとめる。 ・市街地周辺地域からの円滑な移動を確保するために、朝夕の道路混雑箇所を把握し、通勤手段の転換、通勤時間の分散等の解消策を検討する。また、自転車の活用を推進するための計画策定に向けた調査、研究を行う。 ・新都市バスターミナルの機能強化策について、引き続き検討を行う。

施 策 名	取 組 方 針
ごみの発生抑制と資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・みかもクリーンセンター稼働期限について、地元3町会と協議を進める。 ・市民及び事業者に対し、ごみの減量化、資源化について理解が深まるよう、様々な手法を用いて実施する。 ・家庭ごみ有料化について、ごみの排出量や再生利用率などを確認しながら、受益者負担の原則に基づき、有料化の手法と実施時期など検討する。 ・より効果的な不法投棄防止策を環境衛生委員協議会と連携して検討、協議し実施する。 ・ごみ分別アプリについて、市民及び外国人に啓発を行い、より多くの人の理解を深め、適切にごみ排出を実施してもらう。 ・国が令和2年7月実施した、レジ袋無料配布中止を3R推進協議会と連携し、事業の推進を図る。 ・違法に廃家電等を解体する者に対し、行為の中止と撤去を関係機関と協力し実施する。
良好な生活環境の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地の適正な管理、犬猫の適正飼養、野焼き禁止等について、一層の啓発を図るとともに、苦情の原因者に対する指導を強化する。また、県、近隣市等と連携し、特定外来生物による被害を最小限に抑える。 ・河川水、地下水、自動車騒音等の定期的な観測・調査を継続して行うとともに、県と協力し、公害パトロールを実施することにより、事業所から発生する公害による苦情等を未然に防止して、良好な生活環境を維持する。 ・田中正造の日 環境フェスタにおいて、地域の環境美化活動に取り組む団体を表彰するとともに、広報さのや市ホームページで紹介し、市民の環境美化活動への自主的な取組の拡大を図る。 ・いわゆる「ごみ屋敷」の解消に向け、関係機関と協力し指導等を徹底して行う。 ・水道水未普及地域における飲用水の安定確保に向けた支援策を継続する。
再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域から搬出される間伐材等を活用した木質バイオマス発電や市民発電所、また自治体新電力によるエネルギーの地産地消について、先進事例を参考に効果や課題等を検証し、本市での実現可能性について事業者等を含めて検討する。 ・脱炭素社会へ向けて、再生可能エネルギーの普及促進を図る。 ・「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例」の周知を徹底し、適正な運用を図る。 ・省エネルギーの推進については啓発を行うほか、市民や事業者等とともに実施できる新たな取組を検討する。 ・市有施設における電気使用量削減等の省エネルギーへの取組を推進する。

施策名	取組方針
地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・広報さの、市ホームページ、講座、展示等を通して、「COOL CHOICE 30 SANO」の普及啓発を図り、「COOL CHOICE」に賛同する市民や事業所等を増やす。 ・広報さの等により「里山林整備事業」の周知及び活用を広く市民に呼び掛けるとともに、興味を示す団体等に対しては、積極的に制度の説明等の支援を行い、新規取組団体の掘り起こしを図る。 ・森林の適切な経営・管理を図るため、「森林経営管理制度」による意向調査や経営管理集積計画の作成を推進する。 ・子どもが興味をもち、夏休み等の参加しやすい自然観察会を企画・実施するほか、広報さの、市ホームページに加えて、自然観察会や環境月間の啓発等とおして、生き物調査に協力してもらう市民環境リポーターの募集を行う。また、自然環境保護の啓発、環境保護活動の推進を図る。
市民と協働した地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して市民活動に取り組めるよう市民活動保険を導入するほか、市民活動センターの更なる機能充実を図る。 ・市民活動推進条例の基本理念実現のため、「市民活動推進計画（第四期計画）」を策定する。 ・市民活動の新たな担い手の発掘と育成のため、市民活動センターや社会福祉協議会と連携して、災害ボランティア活動をはじめとする市民活動の啓発を行うなど、理解促進を図り、市民活動参加のきっかけ作りの場を提供するとともに、継続的な活動につながるようにその後の活動を支援する。 ・災害ボランティア参加条例の制定について検討する。 ・市民活動団体への継続的な活動支援を行う。 ・効果的な情報発信と情報共有により、市民活動の拡充と各課市民協働推進員との連携により市の事業の協働化を推進する。 ・地域担当職員が地域ごとの課題を把握し、地区町会長協議会と連携し、町会や地区町会長協議会の活性化を推進する。 ・町会長連合会と連携し、町会の再編を見据えた支援制度を構築する。
個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止対策における啓発や女性相談・DV相談を充実させるとともに、関係機関と連携してDV被害者の早期発見・早期対応し、被害者救済を支援する。 ・男女の差別のない働きやすい職場環境を作るため、事業所向けの研修会を実施する。 ・様々な人権問題に対する意識の高揚を図るため、講演会・研修会の内容を充実させていく。また、人権教育・啓発活動を継続的に進めていく。 ・女性活躍の推進を図るため、女性リーダー育成のための研修会への参加を支援し、審議会等への女性委員の登用を推進していく。 ・市民（団体）が開催する講座・研修会の支援を行い、自主的な取り組みができるように指導する。

施 策 名	取 組 方 針
国際交流・地域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流協会の組織強化を図るため、広報さのへ協会活動の特集を掲載し、併せて市ホームページやSNSを用いて協会事業の紹介を行うことにより、市民の協会認知度及び理解を高め、協会会員の増加につなげる。 ・広報さのやSNSを用いて国際交流協会活動の周知を行うことで、市民に国際交流機会の提供と参加意欲を促し、国際感覚の醸成を図る。 ・地域活性化を目的に、災害ボランティア支援をいただいた大学、自治体及び民間団体と新たに連携協定協議を進める。
市政情報の共有と広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各世代に対応した情報発信と意見聴取に取り組むため、市ホームページ、各SNS、新たな情報発信手段であるラインを用いて、情報発信力の一層の向上を図る。 ・広報紙レイアウトの抜本的見直しを行うとともに、継続的な修正・改善を加えて行く。 ・市の魅力度アップ及び市民の行政参画向上を図るため、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ライン、及び佐野ケーブルテレビを用いた、正確で速報性ある情報発信を行う。 ・市民の情報活用スキルを向上を図る為、研修及びオープンデータの活用促進を図る。